

第2次
新温泉町行財政改革大綱



平成22年2月
新温泉町

目 次

第 1	行財政改革の必要性	1
1	これまでの取組み	1
2	改革の必要性	1
第 2	基本方針と推進期間	2
1	基本的な考え方	2
2	改革の柱	2
3	推進期間	2
	【4つの基本目標・柱と重点項目 体系図】	3
第 3	行財政改革の基本方向と主な取組み	4
1	住民の参画と協働の推進	4
2	財政健全化の推進	5
3	効率的で質の高い行政運営の推進	7
4	行政サービスの向上と新時代の行政の推進	8
第 4	推進体制と進行管理	10
1	実施計画の策定	10
2	推進体制と進行管理	10
第 5	資料編	12
1	用語解説	12

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組み

本町は、平成17年10月1日の2町合併で築いた行政運営基盤のメリットを最大限に引き出し、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制が確立できるよう、平成18年12月に行財政改革大綱と実施計画を策定しました。

「住民と行政のパートナーシップ^{※1}の構築」、「健全な財政基盤の確立」、「事務・事業の再編・整理」、「組織・機構の整備と人事管理の適正化」、「行政サービスの向上と新時代の行政の推進」の5つの柱により、改革の推進に取り組んできました。

主な取組みは、人件費・職員数の削減、補助金の整理合理化、事務事業の見直し、事務事業評価の実施、長期継続契約の導入、浜坂地域の幼保一元化などで、行政経費の削減や効率的な行政運営に努めました。

2 改革の必要性

本町の財政状況は、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口^{※2}の減少や、近年の長引く景気の低迷により税収の増加は期待できず、自主財源は歳入全体の4分の1程度のため財源確保について非常に厳しい状況が続いています。義務的経費は、人件費の削減を行っているものの公債費の占める割合が高く、経常的経費全体では増加傾向であり、経常収支比率^{※3}も高い水準で推移しています。この傾向は今後も続くものと推察され財政の硬直化の度合いが増しています。

また、近隣類似団体と比較しても特に人件費の割合が高いため、一層の削減を行う必要があります。さらに、財政調整基金残高が少額であるため、弾力的な財政運営に支障を来す恐れがあります。

このようなことから、町の将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」の実現のためには、将来にわたり持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立することが不可欠です。そのためには、住民の参画を得ながら、今後も継続して行財政改革の着実な推進を図る必要があります。来年度以降においても行財政改革の指針となる行財政改革大綱の策定が必要となります。

第2 基本方針と推進期間

1 基本的な考え方

時代の急激な変化とともに住民ニーズは高度化・多様化しており、厳しい財政状況下において新たな行政需要に対応していくためには、行政運営の手法や仕組みの見直しを行う必要があります。

本町は、本年度4月に「住民参画と協働の推進指針」を策定しており、総合計画の描く町の将来像実現のための手法である「参画と協働」によるまちづくりの推進に取り組むこととしています。

このため、第2次行財政改革大綱においては、これまでの、合併効果を生かした行政のスリム化、効率化に加え、総合計画の政策の一つである「人と人との豊かな関係づくり」の基本方向で明記している、「**住民が主人公**」を基本とした、「**最少の経費で最大の効果を生む効率的な事業の執行**」と「**住民から信頼される行財政運営**」を更に進めるため、「**住民の参画^{※4}と協働^{※5}**」を基本姿勢として行財政改革に積極的に取り組みます。

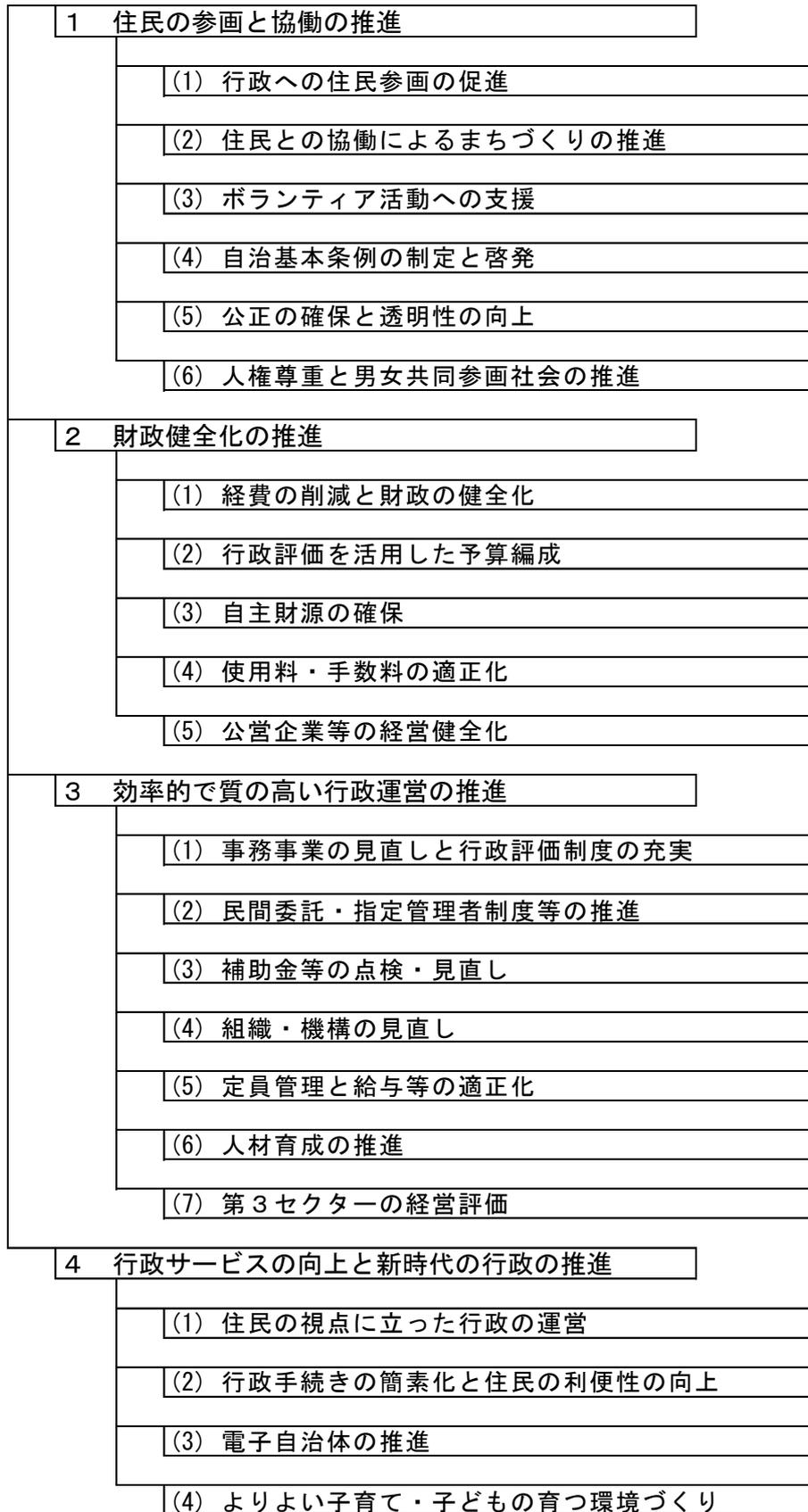
2 改革の柱

- (1) 住民の参画と協働の推進
- (2) 財政健全化の推進
- (3) 効率的で質の高い行政運営の推進
- (4) 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

3 推進期間

この大綱の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

【4つの基本目標・柱と重点項目 体系図】



第3 行財政改革の基本方向と主な取組み

1 住民の参画と協働の推進

地方分権時代にふさわしい自立した自治体として、住民満足度を高め、個性的で魅力的なまちづくりを推進していくためには、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、連携と協働を進めていくことが求められています。

また、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民ニーズも多様化、高度化しており、財政状況の悪化や職員数の抑制を進めている中で、行政のみが全ての住民ニーズに対応していくことは困難な状況となっています。

限られた財源と人材の下で質の高いサービスを提供するには、住民と行政が連携・協働し、地域でのきめ細かな公共的サービスを提供する取組みを進める必要があります。

(1) 行政への住民参画の促進

各種審議会・委員会等については、広く住民の意見を反映できるよう公募が可能な委員の選任については公募制を導入・拡充します。委員就任後も、適宜、学習の機会を提供するなど活動の支援を行います。

また、既存の住民参画の機会となっている制度の充実と積極的な活用を図ります。

(2) 住民との協働によるまちづくりの推進

住民との協働により事業を行うことで、住民の創意工夫やニーズを反映した効果的な事業推進や住民の視点による新たな事業展開が期待できます。行政が行っている事業の中で、住民との協働による実施が望ましい事業の調査や手法を検討し、協働のまちづくりを推進します。

また、行政が担っている各種団体やイベント等の事務局について、住民主体の視点で可能な限り移管する方向で見直し、団体の自立を支援します。

(3) ボランティア活動への支援

住民と行政の役割を明確にししながら、参画と協働のまちづくりを推進するため、NPO^{※6}組織や自治会、ボランティア団体など、地域住民自らが地域の課題や実情に即した、創意と工夫による町づくりが推進できるよう支援を行います。さらに、ボランティア精神が醸成できる環境を整えます。

また、町が行う事業や行事にかかるボランティアについて、町広報紙やホームページで募集するなど、個人でも活動しやすい環境の整備に努めます。

(4) 自治基本条例^{※7}の制定と啓発

地方分権が進む中、自治体は自らの判断と責任により住民の意思に基づいた行政運営を行うことが求められていることから、住民参画制度の継続的発展を図り、行政運営や地域経営全体を動かす「自治」の基本ルールとなる自治基本条例を制定します。また、この条例が、自治、まちづくりの中で活用されるよう、住民への啓発・普及を積極的に進めます。

(5) 公正の確保と透明性の向上

住民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図るため、行政情報を個人情報保護に十分配慮しながら積極的に公開します。

行政情報の公開に当たっては、住民の視点に立ち、行政の情報が伝わりやすく、住民の意見が出しやすいように努めます。

(6) 人権尊重と男女共同参画社会の推進

「新温泉町人権啓発方針」に基づく人権啓発事業については、生活に身近な地域や職場など様々な場面において、住民参画により人権意識を高めることができる機会の充実を図ります。

また、「新温泉町男女共同参画社会プラン」の進捗管理を行い、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を構築するための取組みを進めます。

2 財政健全化の推進

国が進める三位一体改革^{*8}に伴う地方交付税の減額、義務的経費や債務残高の増加など、本町の財政の硬直化が進む状況において住民満足度を高めていくためには、今後更に、最少の経費で最大の効果を生む効率的、効果的な行財政運営を行う必要があります。

また、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るなど財政構造の改善を行い、健全な財政運営を行わなければなりません。

(1) 経費の削減と財政の健全化

経常的経費の抑制にあたっては、各経費について真に行政が果たすべき役割、目的、効果、手法についてゼロベースからの積算を行い、歳出構造を根本的に見直すとともに、投資的経費においてもコスト削減に取り組みます。事業に必要な予算については、事業目的の達成に資するため、最も有利な財源の確保に努めます。

一般会計から特別会計への繰出金についても、精査の上、適正な額に見直します。

財政健全化への取組みは、住民の理解と協力が不可欠であることから、財務諸表の整備など新公会計制度^{※9}の導入を進め、財政状況や財政計画をわかりやすく公表していきます。

(2) 行政評価^{※10}を活用した予算編成

厳しい財政状況の中で、住民の満足度を高めていくためには、これまでの積上げ方式の予算編成では限界があり、成果志向を取り入れた枠配分予算の部分的導入など、予算編成の分権化を検討します。

また、総合計画の施策目標達成に向け、行政評価を活用し、重要施策等への予算配分の重点化を図るなど、メリハリの効いた予算編成に努めます。

(3) 自主財源の確保

自主財源の確保を図るため、納税相談の充実や滞納対策の強化等による町税等の収納率の向上、町有財産の有効活用や未利用地の処分等により、歳入に対する自主財源比率の向上に努めます。

また、町ホームページやCATV事業、各種印刷物、公用車両などへの広告掲載による広告収入など新たな財源確保を検討します。

(4) 使用料・手数料の適正化

行政サービスに対する受益者負担額の妥当性、公平性の視点から、点検を行い、使用料、手数料の負担の適正化に努めます。

(5) 公営企業等の経営健全化

①病院事業

常勤医の確保や経営形態見直しの検討を行うとともに、住民ニーズの的確な把握に努めつつ「公立浜坂病院改革プラン」の着実な推進を図り、医療機能を整備するとともに持続可能な病院を築き上げます。

②水道事業

健全経営を目指し、選択と集中の事業展開を行い、徹底した経費削減に努めます。平成22年度からの「中期経営計画」を策定し、なお一層の経営基盤強化を図るとともに、公営企業としての経済性を発揮した効率の良い事業運営を推進します。

③下水道事業

健全な財政運営を図るため、企業会計への移行を検討します。また、合併により不均一となっている下水道使用料の一元化を図ります。

接続率については、引き続き環境保全のための意識啓発を展開するなど

して向上に努めます。施設管理については、施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

3 効率的で質の高い行政運営の推進

限られた財源と人材をより効率的に活用するためには、既存の各種計画に基づいた計画的行政運営を進めるとともに、住民の視点から常に点検を行い、真に必要な行政サービスの選択と重点化を図る必要があります。

また、住民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供するためには、時代に応じた組織機構の見直しや、人材育成による行政サービスの効率化、人員配置の適正化を図る必要があります。

(1) 事務事業の見直しと行政評価制度の充実

限られた財源でよりよいまちづくりを進めるためには、PDC Aサイクル^{*}¹¹で不断に行政評価を行い改善に取り組む必要があります。行政評価のうち既に導入済みの事務事業評価は継続して実施し、総合計画の施策評価にも取り組み、成果重視の予算編成や事務事業の取捨選択を行います。

(2) 民間委託・指定管理者制度^{*12}等の推進

住民ニーズに対応したサービスの提供と業務の効率化を図るために、行政責任を十分考慮しながら、民間委託や指定管理者制度などの活用を検討し、可能なものは順次、移行します。

(3) 補助金等の点検・見直し

補助金は、町の基本施策を実現するための手段として、公益性が高い事業に交付していますが、「補助金整理合理化方針」に沿った交付がなされているか、定期的に点検を行います。

また、各種団体等への負担金についても、必要に応じ見直しを行います。

(4) 組織・機構の見直し

少子高齢化、社会経済情勢の変化などに対応し、かつ、新たな行政課題に対して効率的できめ細かな行政サービスを行うため、最少の経費で最大の効果を挙げられ、住民から見てわかりやすい組織・機構の整備と適正な人員配置に努めます。

また、支所機能については、住民サービスの水準を維持することを基本にして見直しを行い、本庁業務との整合性を図ります。

(5) 定員管理と給与等の適正化

「新温泉町定員適正化計画」に基づき、定員の抑制と併せて、事務事業の

整理・合理化を図ります。具体的には、勸奨退職制度を推進するとともに、計画的な職員数の抑制に取り組み、平成27年度までに平成17年10月1日と比較して全体で25.07パーセント、93人の削減を目指します。

さらに、定員外職員については、今後も継続して真に必要とされる部署のみへの適正な配置に努めます。

給与については、国及び他の地方公共団体の職員、県内民間事業の従事者との均衡を図ることを基本とし、時代に即応した給与制度となるよう努めます。

(6) 人材育成の推進

時代の変化や住民ニーズに応え、定員抑制の中で、安定的に質の高い行政サービスを提供するためには、職員の資質の向上と意識改革、そして住民と共に考え、新たな行政課題に住民と協働して積極的に取り組む職員の育成が必要です。

人事評価制度を全職員に導入し、職員の人材育成と勤務意欲の向上を図るとともに、「新温泉町人材育成基本方針」及び「職員研修実施計画」に基づく職員の能力開発のための自己研さんの支援や職員研修を実施します。さらに、計画的な人事異動に取り組むなど、政策形成能力などの専門知識や幅広い視野を持った職員の育成を行い、職員のやる気と活気のある職場づくりに努めます。

また、中堅・若手職員からなる研究グループで新たな政策提案を行うなど、コミュニケーションの活性化を図り、「学習する組織」づくりに努めます。

(7) 第3セクターの経営評価

第3セクターについては、行政評価の視点を踏まえた点検・評価を行い、より高い事業効果と経営健全化を図ります。また、経営状況、公的支援等について住民に対する情報公開に努めます。

4 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

行政サービスは住民のためであることを認識したうえで、住民ニーズを主体的に把握するとともに、住民の立場に立った的確でより質の高い行政サービスの提供が求められています。

また、情報通信技術を活用して行政サービスを向上していくことが求められており、庁内の情報化による事務事業の効率化と高度化に加えて、地域情報化の推進による住民の利便性の向上と新たなサービス提供を実現することが必要です。

(1) 住民の視点に立った行政の運営

行政サービスの中でも、窓口業務は住民との接点であり、行政に対する住民の評価も窓口対応により大きく左右されます。接遇研修等の充実を図り、職員の窓口対応の改善や意識改革に取り組み、親切で分かりやすい対応に努めるとともに、縦割りの対応の是正を図り、住民に親しまれる行政サービスを提供します。

また、あらゆる分野で暮らしに密着した生活基盤向上のためのサービス提供に努めます。さらに、国際規格ISO14001^{*13}に準じた環境マネジメントシステムやごみの減量化をはじめとする環境に配慮した取組みを積極的に推進します。

(2) 行政手続きの簡素化と住民の利便性の向上

各種申請における押印の廃止の検討や申請様式、添付書類の見直しなどを行い申請手続きの簡素化を図ります。また、町ホームページにおける各種申請書等のダウンロードサービスの推進を図ります。

電子申請システムについては、各種申請業務の費用対効果を十分に検証した上で導入を推進します。

住民の利便性の向上の観点から、時差出勤による窓口業務の延長を継続します。

(3) 電子自治体の推進

行政情報化の推進にあたっては、情報の共有化とペーパーレス化を行い、一層の行政事務の効率化・合理化を進めます。併せて、情報に対する職員のスキル、管理意識の向上、個人情報保護等セキュリティの強化を図ります。

また、「新温泉町情報化計画」に基づき、情報の地域間格差解消や地域の活性化を図るため、住民の合意形成のもと情報通信基盤整備を推進するとともに、既存の施設の有効活用に努めます。

(4) よりよい子育て・子どもの育つ環境づくり

少子化が顕著に進行する中で、少子化対策を緊急かつ重要課題としてとらえ、安心して子どもを産み、安全に子どもを育てられ、健やかに子どもが育つ環境づくりを目指して、保育・教育環境整備を住民と協働して進めます。

また、町広報紙等における、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

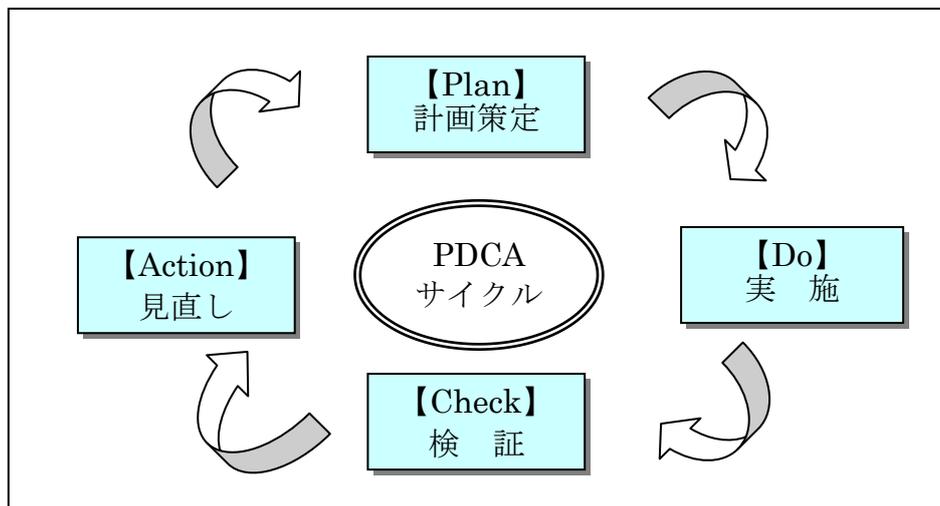
第4 推進体制と進行管理

1 実施計画の策定

本大綱の構想達成に向けた改革施策の着実な推進を図るため、5カ年を計画期間とする実施計画を策定します。実施計画については、毎年度、その進捗状況や効果等の検証を行うとともにローリング方式^{※14}による管理を行います。

2 推進体制と進行管理

行財政改革の推進にあたっては、行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組みます。実施計画については、計画策定 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) →見直し (Action) のサイクルを確立します。



(1) 行財政改革推進本部

行政全体で一体的に行財政改革を推進していくため、町長を本部長とする行財政改革推進本部により全庁的に行財政改革の推進を図ります。同本部は、毎年度、行財政改革大綱及び実施計画の進捗状況を調査、点検し、各課及び関係職員に助言、指示等を行うとともに、改革目標達成に向けての進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進プロジェクトチーム

全ての部署若しくは複数の部署において取り組むべき課題、又は専門的な知識を要する課題については、必要に応じて行財政改革推進本部の中から行財政改革推進本部長が任命した者と、職員の中から同本部長が任命した者をもってプロジェクトチームを組織し、課題解決に向けた調査・検討を行います。

す。また、関係部署は、資料提供など、プロジェクトチームの取組みに積極的に協力します。

(3) 行財政改革推進委員会（有識者及び公募の委員の15名以内からなる住民組織）

行財政改革の進捗状況の点検や新たな改革に向けての意見の提出など、住民の立場から行財政改革の実施状況を検証します。また、必要に応じて担当課長等の意見を聴くほか、町長に建議します。

(4) 進捗状況の公表

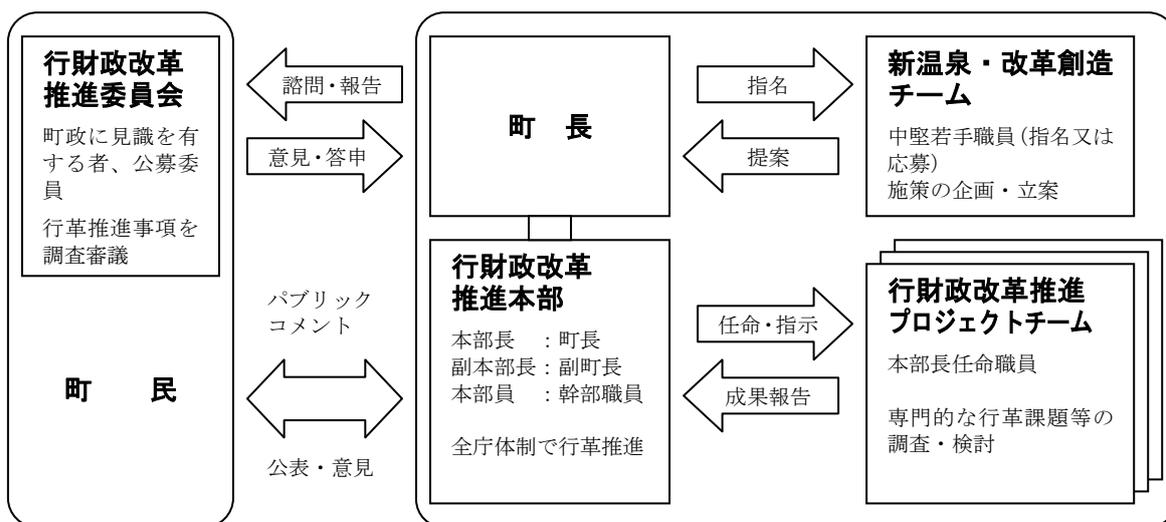
実施計画を着実に推進するため、その進捗状況を行財政改革推進委員会に報告するとともに、広報、ホームページ等を通じて広く住民に公表し、住民からの幅広い意見・提案を聴くことに努め、行財政改革に反映させていきます。

(5) 大綱の見直し

今後の社会経済情勢の変化に伴い、新たに顕在化する行政課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、期間内においても必要に応じて大綱の見直しを行います。

また、大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、その都度検討し実施していきます。

< 新温泉町行財政改革推進体制 >



※新温泉・改革創造チーム：中堅若手職員による政策研究グループ

第5 資料編

1 用語解説

※¹ パートナーシップ

対等で協力的な関係、協働関係のこと。

※² 生産年齢人口

人口の年齢構造は、経済活動の見地から、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けられる。生産年齢人口は、労働市場にあらわれる可能性を含む人口で、15歳以上65歳未満の人口のこと。

※³ 経常収支比率

町税、地方交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費のような義務的経費にどの程度消費されているかによって、財政構造の弾力性を判断するもの

※⁴ 住民の参画

町の政策立案、施策の実施等にあたって、広く住民の意見を反映させるとともに、住民と行政がともにまちづくりを進めることを目的として、住民が町政に参加すること。

※⁵ 協働

住民と行政が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと。

※⁶ NPO (Non-Profit Organization 民間非営利団体)

営利を目的とせず、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全などさまざまな課題に住民が自主的、自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。非営利とは、利益が出ても団体のなかで分配せず、次の活動のために使うという意味（NPO法 平成10年3月成立）

※⁷ 自治基本条例

町政運営の基本理念や住民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるもの。町政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われている。

※⁸ 三位一体改革

地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で、自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに財源を地方に委譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うもの

※⁹ 新公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対し、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようという取組みが制度化されたもの。原則として国の作成基準に準拠し、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表を作成・公表

※¹⁰ 行政評価

行政が実施する事業や施策について、その実施状況や成果の評価を行い、必要性や有効性等を分析する制度。これにより、計画の進行管理や事務事業の見直しなどに活用できる。

※¹¹ PDCAサイクル

Plan（計画策定）、Do（実施）、Check（検証）、Action（見直し）の頭文字だけを揃えたもので、これら4つのステップを一つのプロセスとして捉え、組織を運営していくことで継続的な改善を図ろうとするマネジメントの考え方

※¹² 指定管理者制度

従来、地方公共団体の公の施設の管理は、委託の方式で町の一定の出資法人、公共団体及び公共的団体しか委託できなかったが、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が特定の権限の付与も含め、管理を代行する制度。株式会社等の民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等でも行える。（地方自治法 平成15年6月改正）

※¹³ ISO14001

事業活動の中で排出されるゴミや消費される紙、電気などを減らすためのマネジメントの仕組みを事業者自らがづくり、環境に与える負荷の軽減に向けて、それを適切に運用していると認められた場合に取得できる環境の国際規格

※¹⁴ ローリング方式

中長期の行財政計画等の実施過程で、計画と実績との間の相違を毎年チェックし、食い違いが生じた場合には実績に合わせて計画を修正し、計画目標の達成を図る方式